平成１９年度少子社会関係事業の実施状況について

【健康福祉局】

少子化、核家族化など家族形態の変化や、地域のつながりの希薄化など、子どもと養育者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、安心して子どもを生み・育てることができる環境を確保することが求められています。

そこで、健康福祉局では、19年度の施策を「母子保健・医療の推進」と「経済的負担の軽減」の２つに整理し実施しました。

「母子保健・医療の推進」では、乳幼児等の健康保持を図るために、各種予防接種事業の実施、及び安心して出産できる環境を確保するために、従来の事業の実施に加え、新たに緊急産科医療対策事業に取り組みました。

「経済的負担の軽減」では、小児医療費助成事業等を実施しました。

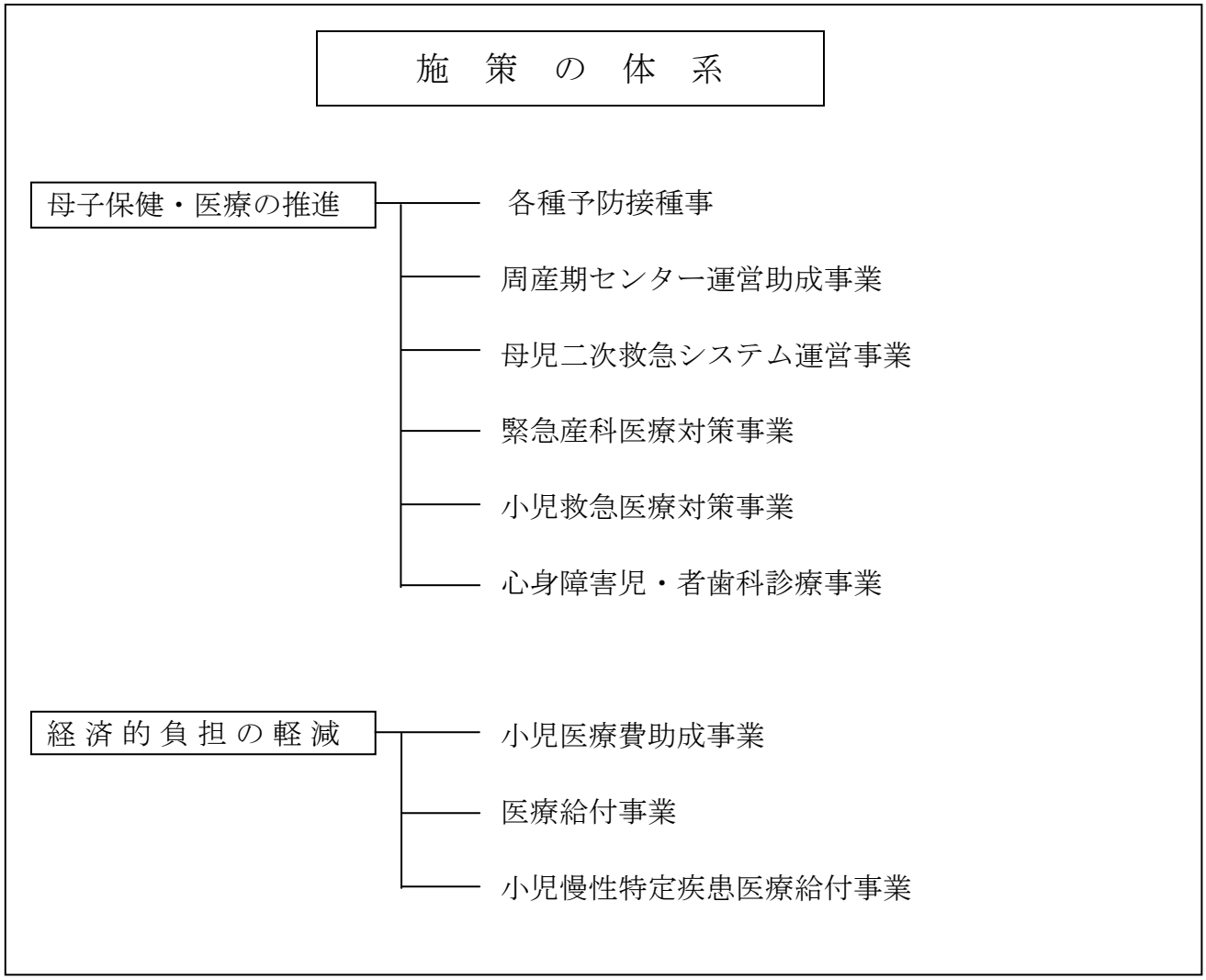

《母子保健・医療の推進》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　各種予防接種事業	(1)　個別予防接種 三種混合・二種混合、麻しん、風しん予防接種を市内の協力医療機関で実施しました。 なお、平成20年１月以降の市内での麻しん患者の増加を受け、麻しん緊急対策として、麻しん予防接種を受けておらず、り患もしていない１歳～高校３年生相当年齢の方を対象に、平成20年３月21日から市費負担による予防接種の実施を始めました。

（見込）

予防接種名	接種対象者	接種者数
三種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風	生後３か月から90か月未満の者	延130,000人
二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳から13歳未満の者	21,000人
麻しん 風しん 混合	Ⅰ期：生後12か月から24か月に至るまでの間にある者 Ⅱ期：５歳以上７歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の１年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	63,000 人
麻しん		200人
風しん		500人
麻しん緊急対策 麻しん 風しん 混合 〈任意接種〉	麻しん予防接種を受けておらず、り患もしていない１歳～高校３年生相当年齢の者（定期予防接種対象者を除く）	700人

(2)　集団予防接種

ポリオ、ＢＣＧの予防接種を福祉保健センターで実施しました。

なお、港南区、青葉区、保土ケ谷区、磯子区、港北区、戸塚区で実施していたＢＣＧ個別接種を、平成20年１月から全区で実施しました。

（見込）

予防接種名	接種対象者	接種者数
ポリオ	生後３か月から90か月未満の者	延63,000人
ＢＣＧ	出生後から６か月未満の者	33,000人

事　業　名	事　　業　　内　　容
2 周産期センター運営助成事　業	ハイリスクの妊産婦、胎児及び新生児の診療を行う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターに対し運営費の助成を行いました。 〈周産期センターの概要〉 ・産　科　33床 ・新生児　30床(うち新生児特定集中治療室９床) ・患者数　233人（見込）
3 母児二次救急システム運営事　業	母体、胎児及び新生児の救急患者の受入れを円滑にするため、二次救急病院と産婦人科診療所等との連携を図る母児二次救急システムの運営に係る経費の助成を行いました。 ・取扱実績　299人（見込）
4 緊急産科医療対策事　業	(1) 産科医療機関の連携推進 健診は診療所で行い、出産は病院で行うというセミオープンシステムを推進するため、診療所と病院間の役割分担を促す取組に対し、助成を行いました。 (2) 助産師が活躍できる環境の整備 助産師の技術向上や、潜在助産師の職場復帰のための研修に対し、助成を行いました。 ・潜在助産師研修（講義編・実技編）　参加人数　延139人 ・勤務助産師研修（個別・合同技術向上研修）参加人数　延 69人
5 小児救急医療対策事　業	(1) 容態が急変しやすい小児救急患者に迅速、適切に対応するため、24時間・365日、専門の小児科医による二次救急医療を提供する「小児救急拠点病院」を拡充しました。 また、各病院が11名以上の小児科医を確保できるよう、小児救急拠点病院の機能強化を進めました。 (2) 小児救急拠点病院等において、深夜０時以降の小児の初期救急患者の受入れを行う体制を整備しました。 (3) 小児の急な発熱などで困ったとき、看護師が適切な対応方法をアドバイスする小児救急電話相談事業を実施しました。 ・小児救急拠点病院 ６病院(平成18年度)　→　７病院(平成19年度) ・小児救急拠点病院受診患者　40,500人（見込） ・小児救急電話相談　29,129件（見込） 平日 18時～24時　／土曜日 13時～24時　／休日 9～24時 看護師２名体制で子どもの急病時の対応をアドバイス

事　業　名	事　　業　　内　　容
6　心身障害児・者歯科診療事　業	心身障害児・者の歯の健康保持・増進を図るため、横浜市歯科保健医療センターと市内の指定協力医療機関において実施している、心身障害児・者の歯科診療事業に対し、助成を行いました。 ・歯科保健医療センター 受診患者延数　5,020人（見込） ・指定協力医療機関（209 医療機関） 受診患者延数　18,000人（見込）

《経済的負担の軽減》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　小児医療費助成事　業	安心して子どもを育てる環境づくりのひとつとして、小児が医療機関で受診した場合に、保険診療の自己負担分の助成を行いました。 なお、平成１９年４月から、通院費助成について５歳児から小学校就学前まで対象年齢を拡大しました。 〈対象者〉 ・０歳児　（所得制限なし） ・１歳児～小学校就学前　（所得制限あり） ・小学校入学～中学校卒業　（所得制限あり） 〈助成の範囲〉 ・０歳児　入院・通院 ・１歳児～小学校就学前　入院・通院 ・小学校入学～中学校卒業　入院 〈助成対象人員（医療証交付数）〉 ・０歳児～小学校就学前　181,660人（20年３月末）
2　医療給付事　業	(1) 未熟児養育医療給付事業 入院治療が必要な未熟児を対象に診療費等を給付しました。 ・給付人員　896人（20年３月末） (2) 身体障害児育成医療給付事業 身体に障害を有する児童、現存する疾患を放置すると障害を残すおそれのある児童及び先天性の内臓疾患を有する児童で確実な治療効果が期待できる方を対象に診療費等を給付しました。 ・給付人員　529人（20年３月末）
3　小児慢性特定疾患医療給付事　業	小児がん、腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患等の小児慢性特定疾患の患者に対して、診療費等を給付しました。 ・給付人員　2,696人（20年３月末）

平成19年度 高齢化社会関係事業の実施状況について【健康福祉局】

健康福祉局では、**「第3期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」**に基づき、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要になっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できる街の実現を基本目標として、施策の推進に取り組みました。

また、個人の主体的な健康づくりを支援する**「健康横浜21」**を推進し、成人・高齢者の健康づくりに努めました。

高齢者保健福祉施策

- 介護保険
  - 介護保険事業
- 地域支援事業<介護保険事業の再掲>
  - ア 介護予防事業
    - 介護予防普及啓発活動支援事業
    - はつらつシニアプログラム（通所型介護予防事業）
    - 訪問指導事業（訪問型介護予防事業）
    - 脳力向上プログラム（認知症予防事業）
  - イ 包括的支援事業
    - 地域包括支援センター運営事業
    - ケアマネジメント推進事業
  - ウ 任意事業
    - 介護給付費適正化事業
    - 介護相談員派遣事業
    - ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
    - 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
    - 在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
    - 高齢者食事サービス事業
- 要援護高齢者支援<保険外サービス等>
  - 高齢者ホームヘルプ事業
  - ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業
  - 在宅重度要介護者家庭サポート事業
  - 高齢者等住環境整備事業
  - 認知症高齢者対策事業
  - 在宅高齢者虐待防止事業
  - 緊急ショートステイ床確保事業
  - 中途障害者地域活動センター運営費補助事業
  - 訪問指導事業
  - 生活支援短期入所生活介護（ショートステイ）事業
  - 療養通所介護促進事業
  - 失語症者のコミュニケーション支援事業
  - よこはまお出かけサポート事業
  - 医療連携推進事業
  - 寝たきり高齢者等訪問歯科診療事業
  - 総合保健医療センターの運営

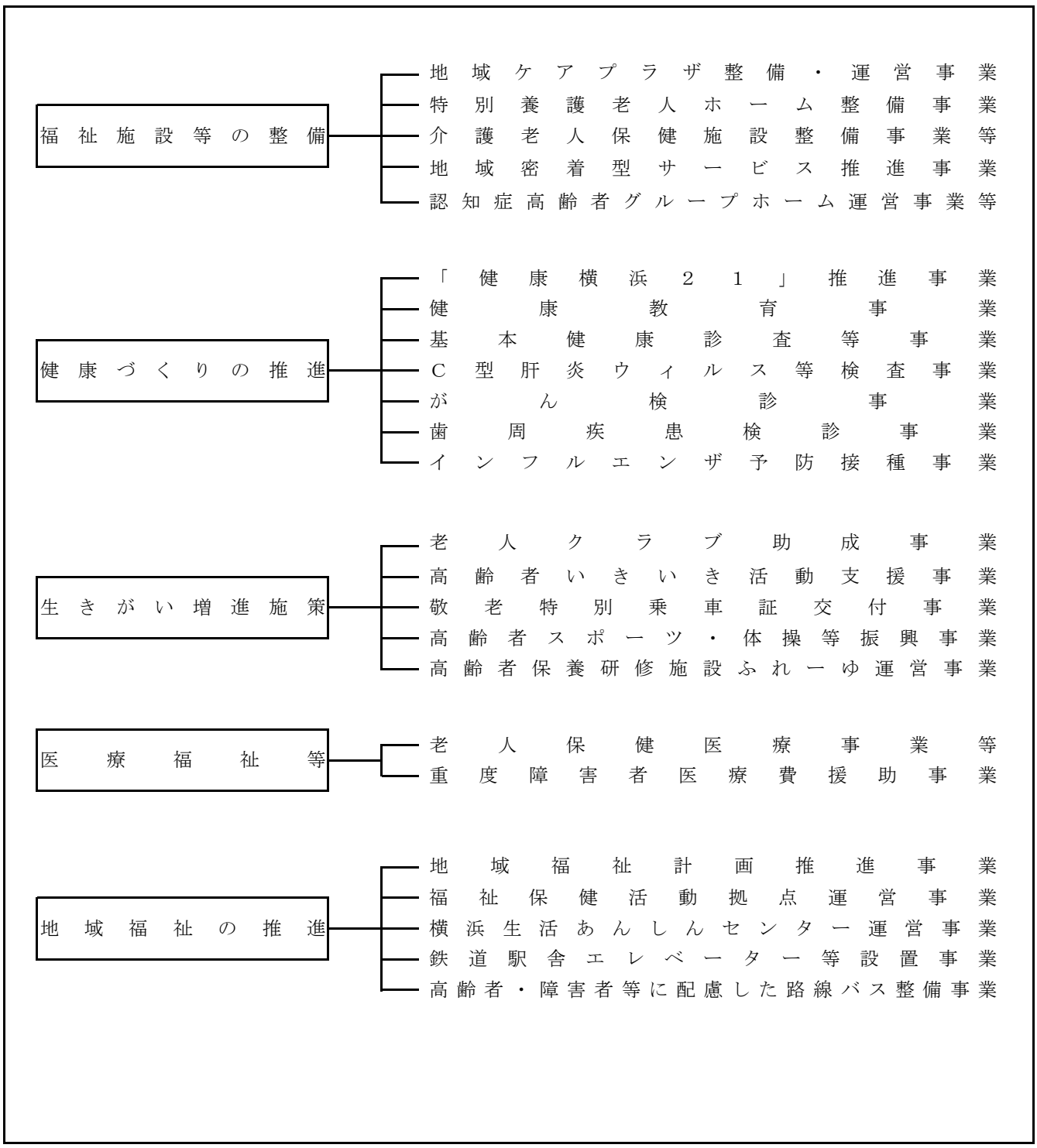
福祉施設等の整備
地域ケアプラザ整備・運営事業
特別養護老人ホーム整備事業
介護老人保健施設整備事業等
地域密着型サービス推進事業
認知症高齢者グループホーム運営事業等
健康づくりの推進
「健康横浜２１」推進事業
健康教育事業
基本健康診査等事業
Ｃ型肝炎ウィルス等検査事業
がん検診事業
歯周疾患検診事業
インフルエンザ予防接種事業
生きがい増進施策
老人クラブ助成事業
高齢者いきいき活動支援事業
敬老特別乗車証交付事業
高齢者スポーツ・体操等振興事業
高齢者保養研修施設ふれーゆ運営事業
医療福祉等
老人保健医療事業等
重度障害者医療費援助事業
地域福祉の推進
地域福祉計画推進事業
福祉保健活動拠点運営事業
横浜生活あんしんセンター運営事業
鉄道駅舎エレベーター等設置事業
高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計

1 介護保険給付

在宅（居宅）サービス

・訪問介護
・訪問入浴介護
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導
・通所介護
・通所リハビリテーション
・短期入所生活介護
・短期入所療養介護
・特定施設入居者生活介護
・福祉用具貸与
・特定福祉用具販売
・住宅改修
・居宅介護支援

・介護予防訪問介護
・介護予防訪問入浴介護
・介護予防訪問看護
・介護予防訪問リハビリテーション
・介護予防居宅療養管理指導
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・介護予防短期入所生活介護
・介護予防短期入所療養介護
・介護予防特定施設入居者生活介護
・介護予防福祉用具貸与
・特定介護予防福祉用具販売
・介護予防住宅改修
・介護予防支援

地域密着型サービス

・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・認知症対応型共同生活介護
（認知症高齢者グループホーム）
・地域密着型特定施設入居者生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
（小規模特別養護老人ホーム）

・介護予防認知症対応型通所介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 ＜要支援者対象＞

施設サービス（介護保険３施設）
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設

その他
・高額介護サービス費
・特定入所者介護サービス費 等

2 地域支援事業

介護予防事業

・介護予防普及啓発活動支援事業
・はつらつシニアプログラム
・訪問指導事業
・脳力向上プログラム
・介護予防推進費

包括的支援事業
・地域包括支援センター運営事業
・ケアマネジメント推進事業

任意事業
・介護給付費適正化事業
・介護相談員派遣事業
・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
・高齢者食事サービス事業　等

3 その他事務費

・保険運営費
・要介護認定等事務費
・職員人件費　等

一般会計

4 介護保険外サービス

・高齢者ホームヘルプ事業
・在宅重度要介護者家庭サポート事業
・認知症高齢者対策事業
・緊急ショートステイ床確保事業
・訪問指導事業
・失語症者のコミュニケーション支援事業
・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業（あんしん電話貸与等）
・高齢者等住環境整備事業
・在宅高齢者虐待防止事業
・中途障害者地域活動センター運営費助成事業支援事業
・療養通所介護促進事業
・よこはまおでかけサポート事業　　等

5 低所得者の利用者負担助成事業

・社会福祉法人による利用者負担助成
・在宅サービス利用者負担助成

《　介護保険　》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　介護保険事業	介護保険法、第３期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付、保険料の徴収等を行いました。 (1) 被保険者の資格管理 新たに65歳となる第１号被保険者と40歳から64歳までの第２号被保険者のうち要介護認定を申請した方等に対し、被保険者証を交付しました。 ・第１号被保険者(65歳以上) 669,712人（20年4月1日） ・第２号被保険者(40～64歳) 約 122万人 (2) 要介護認定の実施 各区で要介護・要支援認定を実施しました。 ・認定者数 104,536人（20年３月末） ・横浜市介護認定審査会　合議体数128 (3) 保険給付 在宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費等の保険給付費を、居宅サービス事業者、介護保険施設等に支払いました。 ・保険給付費　135,081百万円 （19年４月から20年２月の11か月分の審査支払額） 在宅介護サービス給付費　69,219百万円 地域密着型サービス給付費　10,775百万円 施設介護サービス給付費　48,811百万円 高額介護サービス給付費等　2,265百万円 特定入所者介護サービス給付費等　4,011百万円 ○介護保険の利用者負担の軽減 ①　社会福祉法人による利用者負担助成 社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供の際に利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額の一部について助成を行いました。 ②　在宅サービス利用者負担助成 低所得で特に介護保険サービスの利用料の負担が困難な方に対し、訪問介護などの在宅サービスの利用者負担について一部助成し、10%の利用者負担を５%または３%に軽減しました。 対象者数　1,766人（20年３月末）

事　業　名	事　　業　　内　　容

(4) 介護保険料（第１号保険料）

・ 第３期(18～20 年度)保険料基準月額(第４段階) 4,150 円
・ ８段階制の保険料設定
・ 税制改正に伴う保険料負担増の激変緩和措置を実施
・ 所得の低い方に対する保険料減免を実施

所得段階別保険料 （保険料上段は年額、下段（　）は月額相当）

所得段階	割　合 ( )は国標準	対　象　者	保険料 (円)
第１段階	０．５ (0.5)	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	24,900 (2,075)
第２段階	０．５ (0.5)	本人、世帯とも市民税非課税者 （うち本人年金 80 万円以下等の者）	24,900 (2,075)
第３段階	０．６５ (0.75)	本人、世帯とも市民税非課税者 （うち第２段階を除く者）	32,370 (2,698)
第４段階	**基準額** １．０	本人市民税非課税、世帯市民税課税者	49,800 (4,150)
第５段階	１．１ (－)	市民税課税者（合計所得金額 150 万円未満）	54,780 (4,565)
第６段階	１．２５ (1.25)	市民税課税者 （合計所得金額 150 万円以上 250 万円未満）	62,250 (5,188)
第７段階	１．５ (1.5)	市民税課税者 （合計所得金額 250 万円以上 700 万円未満）	74,700 (6,225)
第８段階	２．０ (1.5)	市民税課税者 （合計所得金額 700 万円以上）	99,600 (8,300)

(5) 介護保険運営協議会の開催等

横浜市介護保険条例に基づき、介護保険事業の運営状況等について審議するため、介護保険運営協議会を設置

19 年度は３回開催

・被保険者代表、学識経験者、医療･保健･福祉関係者 20 名で構成

事　業　名	事　　業　　内　　容
	(6) 地域支援事業の実施 ア　介護予防事業 介護予防普及啓発活動や、介護が必要となる可能性の高い高齢者を対象に、運動や口腔ケア・栄養改善などの通所型介護予防事業、訪問指導事業、認知症予防事業を実施しました。 イ　包括的支援事業 高齢者の総合的な相談、権利擁護、介護予防ケアプラン作成、ケアマネジャー育成支援やネットワーク構築等、さまざまな支援を行うため、地域包括支援センターの運営等の包括的支援事業を実施しました。 ウ　任意事業 利用者等の不安や疑問の解消を図るため、「介護相談員」を介護保険施設等に派遣しました。また、保険給付の適正化を図るため、事業者に対する指導を行うなど、任意事業を実施しました。

《　地域支援事業（ ア 介護予防事業）　》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　介護予防普及啓発活動支援事業	介護予防に関する情報を提供し、高齢者一人ひとりが自らの身体状況に応じた介護予防の具体的な取り組みができるよう普及・啓発を行いました。 (1) リーフレットの作成 (2) 介護予防手帳の作成 (3) 介護予防体操の普及啓発 （各区、市内地域ケアプラザ等にビデオ、ＤＶＤを配付） (4) 介護予防啓発活動　　126 回（19 年４月～19 年 12 月）
2　はつらつシニアプログラム（通所型介護予防事業）	特定高齢者を対象に、運動プログラム、フットケアプログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することにより、自立した生活が維持できるよう予防事業を実施しました。 (1) 運動プログラム（25 プログラム） (2) フットケアプログラム（22 プログラム） (3) 口腔ケア・栄養改善プログラム（25 プログラム）
3　訪問指導事業（訪問型介護予防事業）	特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身の機能低下の予防と健康の保持増進を図りました。 延べ訪問回数　　469 回（19 年４月～19 年 12 月）
4　脳力向上プログラム（認知症予防事業）	特定高齢者のうち、軽度認知障害のある方を対象に、認知症予防プログラムを提供し、認知機能の維持・向上に必要な基本的な知識・技術を習得することにより、認知症予防を図りました。（２３コース） (1) パソコンプログラム (2) 料理プログラム (3) ウォーキングプログラム

《　地域支援事業（ イ 包括的支援事業）　》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　地域包括支援センター運営事業	総合相談・支援や介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う地域包括支援センターの運営を行いました。 (1) 新規設置　　３か所 ・地域ケアプラザ　　３か所 (2) 設置状況　　１１９か所（20 年 3 月末） ・地域ケアプラザ　　１０９か所 ・特別養護老人ホーム　　１０か所
2　ケアマネジメント推進事業	ケアマネジャーや地域包括支援センター職員を対象とする研修の開催や事例集の作成等により、活動支援を実施しました。

《 地域支援事業（ ウ 任意事業） 》

事 業 名	事 業 内 容
1 介護給付費適正化事業	給付の適正化を目的に、事業者指導等を行いました。
2 介護相談員派遣事業	介護サービスの質的向上を図るため、介護サービス提供の場に介護相談員を派遣しました。
3 ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業	おおむね 65 歳以上のねたきり高齢者等に、紙おむつを給付しました。 給付数（紙おむつ） 延べ 20,756 か月（19 年４月～19 年 12 月）
4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業	高齢者向け市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し生活相談、安否確認などのサービスを提供しました。また、緊急通報システムを設置し、緊急時の対応を確保しました。 対象住宅戸数 4,973 戸
5 在宅重度要介護者家庭援護金給付事業	市内に居住し、要介護４又は５に認定された方と同居して介護する家庭介護者で、一定要件を満たす方に対し、援護金を支給しました。 (1) 支給額 年額 10 万円 (2) 支給人数 22 人
6 高齢者食事サービス事業	ひとり暮らしの要援護高齢者等で、必要と認められた方に、訪問により栄養バランスのとれた食事を提供し、あわせて日常の安否確認を行いました。 (1) 利用回数 週５日以内、１日１食 (2) 食数 延べ 693,349 食（19 年４月～20 年２月）

《　介護保険外サービス等　》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　高齢者ホームヘルプ事業	(1) 在宅生活支援ホームヘルプ事業 　重度の要介護者で、ひとり暮らし等のため、介護保険のホームヘルプサービスだけでは在宅生活の継続が困難な方に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供しました。 　派遣時間数　70,875 時間（19 年４月～20 年２月） (2) 自立支援ホームヘルプ事業 　介護保険の給付対象とならない高齢者のうち、日常生活に支障のあるひとり暮らしの方などにホームヘルパーを派遣し、生活援助を中心としたサービスを提供しました。 　派遣時間数　4,184 時間（19 年４月～20 年２月）
2　ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業	おおむね 65 歳以上のねたきり高齢者等に、介護に必要な日常生活用具を給付・貸与しました。 対象品目 シルバーカー、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、 あんしん電話
3　在宅重度要介護者家庭サポート事業	単身の在宅重度要介護者又は重度の要介護者がいる高齢夫婦世帯などに対し、生活支援スタッフを派遣し、介護保険の訪問介護の対象とならない日常生活上必要なサービスを提供しました。 　利用世帯数　　月平均６世帯（19 年４月～20 年２月）
4　高齢者住環境整備事業	要支援以上の要介護認定を受けた方に、身体状況に合わせた住宅改造の相談・助言や改造費の助成を行いました。 (1) 助成基準上限　100 万円 (2) 助成件数　72 件（19 年４月～19 年 12 月）

事　業　名	事　　業　　内　　容
5　認知症高齢者対策事業	認知症高齢者が症状の悪化等で在宅生活が困難になった場合の緊急相談と、専門医療機関での緊急一時入院を行いました。 また、徘徊認知症高齢者の早期発見のため、区ごとに関係機関連絡会を設置するほか、特別養護老人ホーム等で徘徊認知症高齢者の一時保護を行いました。 受入れ確保枠 医療機関（緊急一時入院）　　6床
6　在宅高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止事業要綱及び指針の改正を行いました。これらに基づき、高齢者に対する虐待防止や早期発見・早期対応のための普及啓発及び相談を実施しました。 また、新たに虐待防止に向けた介護者への支援を行いました。 虐待相談件数　568件（19年4月～19年12月）
7　緊急ショートステイ床確保事業	介護者の急病等により介護が不能となり、緊急にショートステイを利用したい場合の受入れ枠を確保する施設に対し事業費を補助しました。 受入れ確保枠 ショートステイセンター等（短期入所生活介護）10床 介護老人保健施設（短期入所療養介護）　　4床
8　中途障害者地域活動センター運営費補助事業	おおむね４０歳から６４歳までの脳血管疾患等の後遺症による中途障害者の地域での社会参加と自立支援のため、日常生活訓練等を行う中途障害者地域活動センターに対して運営費等を補助しました。 補助か所数　１８か所
9　訪問指導事業	療養上の保健指導が必要な方及びその家族に対して保健師等が、訪問し、介護を要する状態に陥ることを予防するために、その家庭環境や生活環境に応じた保健指導を行いました。 年間延べ訪問回数　17,660回

事　業　名	事　　業　　内　　容
10　生活支援短期入所生活介護（ショートステイ）事業	要介護認定されていないひとり暮らしなどの高齢者が、体調が不良な状態になった場合等に、養護老人ホーム等に一時的に入所し、生活習慣などの指導や、体調の回復を図るサービスを提供しました。 (1) 年間日数　延べ　615 人・日 (2) 実施施設　養護老人ホーム等
11　療養通所介護促進事業	医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中・重度要介護者が、安心して通所サービスを利用できる体制を整備するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、設備費等の助成を行いました。 補助か所数　２か所
12　失語症者のコミュニケーション支援事業 （協働事業提案制度モデル事業）	平成１７年度から協働事業提案制度モデル事業として養成してきた「失語症会話パートナー」のボランティア活動を支援しました。
13 よこはまお出かけサポート事業 （協働事業提案制度モデル事業）	民間団体の実施する移動サービスの情報提供、高齢者・障害者等の移動制約者と移動サービス実施団体のコーディネート等を行う相談窓口の運営を行いました。
14 医療連携推進事業	医療と介護サービスとの連携を促進し、在宅での療養を支える仕組みを構築するためのモデル事業を実施しました。 (1) モデル事業の実施　　３団体 (2) モデル事業発表会　　235 人
15 寝たきり高齢者等訪問歯科診療事業	歯科診療所への通院が困難な在宅の寝たきり高齢者等を対象に、横浜市歯科医師会と連携し、訪問歯科診療を実施しました。 訪問診療見込回数　　150回

事　業　名	事　　業　　内　　容
16　総合保健医療センターの運営	寝たきりや認知症高齢者等の在宅療養、こころの病をかかえる方の社会復帰を支援するためのサービスや認知症診断などを実施する「総合保健医療センター」を運営しました。 利用者数（見込）　延 75,700 人 介護老人保健施設　延 33,400 人 診療所　延 13,000 人 精神障害者支援施設　延 29,300 人

《　福祉施設等の整備　》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　地域ケアプラザ整備・運営事業	地域包括支援センター及び地域活動交流の機能を担う地域ケアプラザを整備し運営を行いました。 19年度設計開始分から整備方針を見直し、地域活動交流機能を強化するとともに福祉保健サービス部門（デイサービス等）の整備を原則廃止しました。このことにより、新規整備着手か所数の増及び整備期間の短縮を図り、整備を促進しました。 (1) しゅん工数　　3か所 (2) 設置状況　　109か所（20年3月末）
2　特別養護老人ホーム整備事業	常に介護を必要とし、在宅で介護を受けることが難しい高齢者（原則として65歳以上）が入所する特別養護老人ホームの整備を進めました。 (1) しゅん工数　　4か所(内1か所増築)　　定員　320人 (2) 設置状況　　103か所　　定員　9,937人 （20年3月末）
3　介護老人保健施設整備事業等	リハビリテーションや日常生活訓練を通して、要介護高齢者の自立と家庭復帰、さらには在宅での療養生活を支援する介護老人保健施設の整備を進めました。 (1) しゅん工数　　3か所　　定員　332人 (2) 設置状況　　70か所　　定員　8,369人　（20年3月末）
4　地域密着型サービス推進事業	国の交付金を活用し、地域密着型サービスの整備を進めました。 (1) 小規模多機能型居宅介護事業所 「通い」を中心として、介護が必要な方の様態や希望に応じて、随時「泊まり」や「訪問」を組み合わせて提供することで、在宅生活の継続を支援する小規模多機能型居宅介護事業所を整備しました。 ・整備数　　20か所 ・設置状況　　27か所　（20年3月末） (2) 夜間対応型訪問介護事業所 夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて訪問介護サービスを提供する夜間対応型訪問介護事業所を整備しました。 ・整備数　　9か所（2区を1地域として整備） （20年3月末）

事　業　名	事　　業　　内　　容
5　認知症高齢者グループホーム運営事業等	(1) 認知症高齢者グループホーム運営事業 　認知症高齢者が小規模で家庭的な雰囲気の中で共同生活を送る、高齢者グループホーム運営のために、研修会等を行いました。 　認知症予防･介護事業、発表会開催事業、現場研修事業、講習会等 (2) 認知症高齢者グループホーム重度化対応助成事業 　認知症の進行等により、一定割合以上の重度者を継続的に受け入れているグループホームの運営支援として助成しました。 　助成数　25 事業所 　助成額　1 事業所に対して 60 万円／年

《　健康づくりの推進　》

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　　業　　内　　容</th></tr>
<tr><td>1「健康横浜２１」
推進事業</td><td>「健康横浜２１」の重点取組テーマである「生活習慣病予防の推進」のため、健康横浜２１推進会議の開催や普及・啓発のイベント、重点取組３分野（食習慣改善、身体活動・運動の定着、禁煙・分煙の推進）の推進事業について実施しました。

(1)　健康横浜２１推進会議の開催　３回
(2)　普及・啓発のイベント実施
世界禁煙デー（６月）、ライフデザインフェア（９月）
(3)　重点取組３分野（食習慣改善、身体活動・運動の定着、禁煙分煙の推進）の推進事業　　１１事業</td></tr>
<tr><td>2　健康教育事業</td><td>生涯にわたる健康づくりや生活習慣病予防を支援するため、啓発事業を実施するとともに、一人ひとりにあった健康指導や健康教育・相談を実施しました。

健康手帳の交付（見込）　15,000 冊（40 歳～64 歳）
個別健康教育（見込）　950 人
４領域（高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙）
生活習慣病予防教室（見込）　162 コース
生活習慣改善相談（見込）　432 回
歯周疾患予防教室（見込）　200 回</td></tr>
<tr><td>3　基本健康
診査等事業</td><td>生活習慣病を早期に発見・予防するとともに、健康の保持・増進を図るため、基本健康診査を実施しました。
あわせて、前立腺がんの早期発見につながるＰＳＡ検査を実施しました。
また、生活機能が低下し要支援・要介護状態になるおそれのある 65 歳以上の高齢者を早期に把握し、介護予防事業につなげるため、基本健康診査と同時に生活機能評価を実施しました。

<table>
<tr><td rowspan="2">基本
健康
診査</td><td>40 歳～
64 歳</td><td>福祉保健センター
実施医療機関</td><td rowspan="2">年１回</td><td rowspan="2">実施人員
（見込）
189,000 人</td></tr>
<tr><td>65 歳以上</td><td>実施医療機関</td></tr>
<tr><td>ＰＳＡ
検査</td><td>50 歳以上
男性</td><td colspan="2">基本健康診査と同時に
年１回</td><td>実施人員
（見込）
35,000 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　　業　　内　　容</th></tr>
<tr><td>4　C型肝炎
ウィルス等
検査事業</td><td>肝硬変や肝がんに進行する可能性が高い、ウイルス性肝炎を早期発見、早期治療するため、基本健康診査実施医療機関等でＢ・Ｃ型肝炎ウイルス検査を実施しました。
また、国の緊急肝炎ウイルス検査（受診者負担額無料）を２０年１月から医療機関に委託して実施しました。

実施人員（見込）　16,000 人
（うち　緊急肝炎ウイルス検査　5,000 人見込）</td></tr>
<tr><td>5　がん検診事業</td><td>がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関、福祉保健センター及びがん検診センターで実施しました。
また、乳がん検診については、11 月からマンモグラフィ実施医療機関の少ない６区（南、港南、青葉、栄、泉、瀬谷）において、検診車によるマンモグラフィ検査を導入しました。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>対　　象</th><th>実施人員（見込）</th></tr>
<tr><td>胃がん検診</td><td>40 歳以上（１年に１回）</td><td>約 50,100 人</td></tr>
<tr><td>肺がん検診</td><td>40 歳以上（１年に１回）</td><td>約 11,000 人</td></tr>
<tr><td>子宮がん検診</td><td>20 歳以上（２年に１回）</td><td>約 76,200 人</td></tr>
<tr><td>乳がん検診</td><td>40 歳以上女性（２年に１回）</td><td>約 26,600 人</td></tr>
<tr><td>大腸がん検診</td><td>40 歳以上（１年に１回）</td><td>約 87,500 人</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td>約 251,400 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>6　歯周疾患検診</td><td>歯周疾患予防のため、40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の市民に対し、節目検診を医療機関で実施しました。

実施人員　　517 人</td></tr>
<tr><td>7　ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防
接種事業</td><td>高齢者のインフルエンザり患による肺炎併発や死亡の抑止を目的として、市内の協力医療機関においてインフルエンザ予防接種を実施しました。

<table>
<tr><th>接　種　対　象　者</th><th>接種予定者数</th></tr>
<tr><td>①65 歳以上の者
②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</td><td>304,231 人</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

《　生きがい増進施策　》

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　　業　　内　　容</th></tr>
<tr><td>1　老人クラブ助成事業</td><td>高齢者の自主的活動を支援し、社会参加の促進を図るため、老人クラブに対し助成を行いました。

(1) 会員数　　124,475 人（19 年 9 月末）
(2) クラブ数　　1,828 クラブ（19 年 9 月末）
(3) 単位クラブ助成額　　会員 100 人以下　　月額 4,500 円
会員 101 人以上　　月額 6,300 円</td></tr>
<tr><td>2　高齢者いきいき活動支援事業</td><td>(1) 高齢者の生きがい社会参加活動事業
地域の高齢者を対象とした「健康・友愛・奉仕」活動を実施する老人クラブ会員を中心としたグループ活動を支援しました。

(2) 高齢者の仲間づくり支援事業
高齢者の地域生活を豊かにし、地域づくりに寄与する高齢者の自主的なグループ活動の結成と活性化を支援しました。</td></tr>
<tr><td>3　敬老特別乗車証交付事業</td><td>高齢者が気軽に外に出かけ、地域社会との交流を深め、豊かで充実した日々が送れるよう、市内に居住している 70 歳以上の希望される方に対し、敬老特別乗車証を交付しました。
また、将来にわたり持続可能な制度となるよう昨年 5 月に「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討会」を設置し、検討を行いました。

（19 年度末交付実績　310,251 枚）

＜負担区分＞
<table>
<tr><th>課税の状況</th><th>状　　況</th><th>負担額(年額)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税が非課税である</td><td>生活保護受給者
世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者</td><td>無料※</td></tr>
<tr><td>上記以外の方</td><td>2,500 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税が課税されている</td><td>合計所得金額が 700 万円未満</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>合計所得金額が 700 万円以上</td><td>15,000 円</td></tr>
</table>
※身体障害者手帳 1～4 級所持者、被爆者健康手帳所持者、戦傷病者手帳所持者等は市民税課税、非課税に関わらず無料</td></tr>
</table>

事　業　名	事　　業　　内　　容
4　高齢者スポーツ・体操等振興事業	高齢者に適した楽しめるスポーツ・体操及びレクリエーション等の普及や振興を図り、身体機能の低下防止及び連帯意識の高揚を図りました。 (1) 健康増進体操参加人員　519 人／年 (2) 指導者養成（体操、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、介護予防）　14 人／年
5　高齢者保養研修施設ふれーゆ運営事業	高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「健康づくり・研修・保養」等の機能を有する施設を運営し、はつらつとしたシルバーエイジの実現を支援しました。 施設内容　プール・大浴場・温室等

《　医療福祉等　》

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　　業　　内　　容</th></tr>
<tr><td>1　老人保健医療事業等</td><td>(1) 老人保健医療事業
75歳以上の方及び65歳から74歳の方で法令で定める一定の障害状態にある方に対し、医療費を給付しました。
対象者数　278,179人（19年度末現在）

(2) 後期高齢者医療制度移行準備
20年3月に保険証を送付したほか、以下のとおり準備を進めました。

①　制度周知（広報）
市民への制度周知を目的として、広報を行いました。
＜主な取組み＞
<table>
<tr><th>時期</th><th>取組内容</th></tr>
<tr><td>19年8月</td><td>「広報よこはま」8月号に制度の概要を掲載</td></tr>
<tr><td>11月</td><td>「広報よこはま」11月号に制度の概要を掲載</td></tr>
<tr><td>20年1月</td><td>老人保健制度から移行する方に制度案内のリーフレットを送付</td></tr>
<tr><td>2月</td><td>「広報よこはま」特別号作成</td></tr>
<tr><td>3月</td><td>保険証送付の際に、広域連合作成のリーフレットを同封</td></tr>
</table>
②　制度周知（説明会）
市町内会連合会や民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会など延べ15団体に制度の説明を行うとともに、区単位においても適宜、関係団体に対する制度説明会を開催しました。

③　システム開発
制度を運用させる上で必要な、被保険者の資格管理・保険料の徴収等のシステムの開発を進めました。</td></tr>
<tr><td>2　重度障害者医療費援助事業</td><td>老人保健医療の対象者で重度の障害者に対し、保険診療の自己負担分の援助を実施しました。

対象者数　24,912人（20年3月末）</td></tr>
</table>

《　地域福祉の推進　》

事　業　名	事　　業　　内　　容
1　地域福祉計画推進事業	地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあっていくための仕組みづくりを進めました。 (1) 区計画の推進 ア　18区の計画に基づき、各区で計画を推進しました。 イ　地域福祉の推進役となる地域福祉コーディネーターの養成を行いました。全8コース　受講者数延べ274人 ウ　テーマ型・地縁型活動の協働促進モデル事業について調査を行い、区の実践を支援しました。5区6事業 (2) 全市計画の推進 ア　よこはま福祉・保健カレッジ事業を実施し、福祉保健人材を育成しました。23機関、307講座、受講者数延べ10,034人 イ　全市計画増補版を発行し、計画の周知を行いました。 発行部数　10,000部
2　福祉保健活動拠点運営事業	地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動などのための場を提供しました。 ・整備数　　1か所（20年1月に西区で開所） ・設置状況　　18か所（1区1か所、18区で設置済み） （20年3月末）
3　横浜生活あんしんセンター運営事業	判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利擁護にかかわる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス等を行う「横浜生活あんしんセンター」の運営費を助成しました。 (1) 対象者 本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身体障害者等 (2) 業務内容 ア　相談調整　19,674件 イ　福祉サービスの利用援助、定期訪問・金銭管理サービス　250件 ウ　財産関係書類等預かりサービス　125件 エ　法定後見業務　25件・任意後見業務　1件 オ　広報・啓発　パンフレット20,000部発行 研修事業　3日間261人 ※イ～エは契約等に基づき実施・有料 ※ア～ウは各区社会福祉協議会業務

事　業　名	事　　業　　内　　容
4　鉄道駅舎エレベーター等設置事業	高齢者・障害者等の鉄道の利用環境改善のため、駅舎における車いす対応のエレベーター等の設置を進めました。 (1) 設置数 民営鉄道　5駅、市営地下鉄　1駅 (2) 設置状況 136駅（20年3月末）
5　高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業	高齢者・障害者をはじめ誰にも乗り降りしやすいノンステップバスの導入促進のため助成を行いました。 (1) 助成台数 民営バス　48台、市営バス　30台 (2) ノンステップバス導入状況 720台（20年3月末）